

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止について

令和6年1月17日（水）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和6年1月17日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

### 記

#### 1 処分対象事業者

- (1) 法人名 グリーンメディック株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 田中 芳貴
- (3) 所在地 大阪府茨木市三島丘二丁目12番38号の5

#### 2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 わおん茨木園田
- (2) 所在地 茨木市園田町18番13号
- (3) 指定年月日 令和2年7月1日
- (4) サービスの種類 共同生活援助

#### 3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 6か月間の指定の一部効力停止（新規利用者の受入れを停止）
- (2) 効力停止期間 令和6年2月1日から令和6年7月31日まで

#### 4 行政処分を行う理由

##### ア 運営基準違反

- ・利用者16名の令和3年11月から令和5年8月までの期間において、個別支援計画の作成及び見直しにあたり、サービス管理責任者が個別支援計画の作成に係る会議を開催していなかった。
- ・利用者16名の令和3年11月から令和5年8月までの期間において、個別支援計画の作成及び見直しの際のアセスメント及びモニタリングにあたり、サービス管理責任者が利用者に面接して行っていなかった。

##### イ 不正請求

- ・利用者16名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

福祉部 福祉指導監査課  
電話 072-620-1809 (ダイヤル)